

ハンセン病の行政検査について

国立感染症研究所ハンセン病研究センターでは、厚生労働省健康局疾病対策課長通知（平成19年5月14日付）に基づき、ハンセン病の行政検査を実施しています。

検査対象

- (1) 知覚障害を伴った皮疹を認める等、ハンセン病の疑いがあるもので、診断に検査が必要なもの
- (2) ハンセン病であると診断された患者について、治療上検査が必要であるもの

検査項目

- (1) 病理検査
- (2) 血清検査
- (3) PCR 検査
- (4) らい菌の薬剤耐性遺伝子変異検査

なお、依頼内容、検体の条件等によっては、検査の一部又は全てをお断りする場合があります。

検査依頼やご相談に関しては、下記のメールアドレス又は電話番号までご連絡ください。

メールアドレス：Hansen-kensa@nih.go.jp

電話番号：042-391-8211

〒189-0002 東京都東村山市青葉町 4-2-1

国立感染症研究所ハンセン病研究センター長
宮崎 義継